

平成 28 年度 介護予防・生活支援サービス事業 利用者の受け入れの可否確認表（予定）

28.2.18 現在

	例	住民票	居住場所	保険者	事業所所在地	現行相当サービス	緩和した基準によるサービス(サービスA)
1	墨田区民が墨田区の事業者を利用	墨田区	墨田区	墨田区	墨田区		× 1
2	住所地特例（区外からの転入）	墨田区	墨田区	区外	墨田区		× 1
3	親族の家にいる墨田区民以外	区外	墨田区	区外	墨田区	1	2
4	墨田区民以外が墨田区の事業者を利用	区外	区外	区外	墨田区	1	2
5	墨田区民が他自治体の事業者を利用	墨田区	墨田区	墨田区	区外		× 1
6	親族の家に行った墨田区民	墨田区	区外	墨田区	区外		× 1

= 利用可 = 条件による × = 利用不可

考え方

現行相当サービスとサービス A の請求は、保険者の規定した単位数・サービスコードを使用し、国保連を通じて保険者へ行う。

- 1 保険者が墨田区以外るときは、現行相当サービスのコードを持たない場合や独自のコードを設定している場合もあるため、保険者に確認が必要。28 年 4 月に総合事業を始めていない自治体には、予防給付で提供・請求を行う。
 - 2 当該保険者の指定を受けることができれば、サービス A を提供することも可能。
- × 1 墨田区では、平成 28 年度にサービス A の基準を定めておらず指定できない。また、他区でサービス A の指定を受けていても、サービス A での墨田区民の受け入れはできない。